

議 会 運 営 委 員 会

令和6年2月2日（金）

午前10時～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕柳楽委員長、永見副委員長、
肥後委員、村本委員（代理：沖田議員）、
大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕牛尾議員

〔執行部〕坂田総務部長、猪狩総務課長、小林財政課長、勝手総務管理係長

〔事務局〕下間局長、松井次長、大下庶務係長、久保田書記

議 題

1 令和6年2月浜田市議会臨時会議について

(1) 令和6年2月浜田市議会臨時会議の付議事件及び付託案について

資料 1-1

(2) 令和6年2月浜田市議会臨時会議の会議予定について

資料 1-2

(3) その他

2 浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直しについて

資料 2

3 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書に係る対応について

資料 3

4 今後の陳情の審査方法等について

資料 4

5 令和6年度能登半島地震に対する義援金について

資料 5

6 その他

令和 6 年 2 月浜田市議会臨時会議 付議事件について

議案等 (2 件)

〔条例関係 1 件、補正予算 1 件〕

議案第 1 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 2 号 令和 5 年度浜田市一般会計補正予算 (第 8 号)

令和 6 年 2 月浜田市議会臨時会議 付託案について

【市長提出議案の付託件数内訳】

福祉環境委員会 1 件、予算決算委員会 1 件

市長提出議案 (議案 2 件)

議案等番号	件名	付託先
議案第 1 号	浜田市手数料条例の一部を改正する条例 について	福祉環境委員会
議案第 2 号	令和 5 年度浜田市一般会計補正予算 (第 8 号)	予算決算委員会

議会報告事件 (2 件)

意見書処理報告書	(令和 5 年 12 月浜田市議会定例会議議決分) 発議第 10 号 パレスチナ情勢に関する意見書について
議員派遣報告書	(1/17) 島根県立大学生との意見交換会

令和 6 年 2 月 浜田市議会臨時会議の会議予定について

1 概要

- (1) 名称 令和 6 年 2 月 浜田市議会臨時会議
 (2) 会議の期間 令和 6 年 2 月 6 日 (火) 午前 10 時開会

2 当日 (2/6) の流れ

会議名	時間等	内容
本会議	午前 10 時開会	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会議の期間の決定 ○諸般の報告 ○提案説明 (2 件) ※提案説明後、休憩
	本会議休憩 (10 分程度)	○議案熟読
本会議	再開	○質疑・委員会付託 ※委員会付託後、休憩
予算決算委員会 (全員協議会室)	本会議休憩中	○付託議案の審査 ※委員会終了後、委員長報告を作成
福祉環境委員会 (全員協議会室)	本会議休憩中	○付託議案の審査 ※委員会終了後、委員長報告を作成
	福祉環境委員会終了後	○討論受付 (福祉環境委員会終了後 10 分) ○対抗討論 (上記討論受付後 10 分) ○委員長報告作成
本会議	再開	○委員長報告 (2 件) ○討論・採決 ○散会

※本会議終了後 全員協議会 (全員協議会室)

人 第 1 1 4 号

令和 5 年 12 月 13 日

浜田市議会議長 笹田 卓 様

浜田市長 久保田 章



令和 5 年度浜田市特別職報酬等審議会の答申について（通知）

このことについて、令和 5 年 7 月 31 日に浜田市特別職報酬等審議会へ議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額等について諮問しました。

浜田市特別職報酬等審議会は、この諮問を受け、計 3 回の審議会を開催され、令和 5 年 12 月 13 日に浜田市特別職報酬等審議会会長から答申がありました。

つきましては、答申内容について下記のとおり通知します。

記

1 答申内容

別添「議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額等について（答申）」（写し）のとおり

以上



〔問い合わせ先〕

浜田市総務部人事課

担当：久本 （内線 332）



令和5年12月13日

浜田市長 久保田 章市 様

浜田市特別職報酬等審議会
会長 豊田 知世



議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額等について（答申）

令和5年7月31日付け人第59号により諮問のあった浜田市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに浜田市議会議員の政務活動費の額等を調整することについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 市長、副市長及び教育長の給料の額

(1) 市長、副市長及び教育長の給料月額は現行のとおり据え置きとする。
(市長 860,000 円、副市長 710,000 円、教育長 630,000 円)

(2) 据え置きとする理由

特別職の給料月額の審議にあたっては、県西部における中核都市の特別職として、職責や職務内容等に見合う額にすべきとの考えを基本とし、山陰他市及び類似団体と比較検討した結果、著しく低い水準とも言い切れず、現行の給料月額を据え置くことが適当であるとの結論に至ったものである。

2 浜田市議会議員の議員報酬の額

(1) 議長、副議長及び議員の報酬月額は現行のとおり据え置きとする。
(議長 450,000 円、副議長 380,000 円、議員 350,000 円)

(2) 据え置きとする理由

令和元年度からの通年会期制の導入に伴い、各委員会や議会報告会などの開催回数が増加している。また、令和3年10月の改選時における議員定数の削減で、各議員の活動における負担は増加傾向にあるものと推測する。

しかしながら、山陰他市及び類似団体と比較検討した結果、報酬月額が著しく低い水準とも言い切れず、現行の報酬月額を据え置くことが適当であるとの結論に至ったものである。

3 期末手当の役職加算

(1) 期末手当の役職加算

100分の15を100分の40に復元改定（100分の25増）

(2) 復元改定とする理由

平成18年度の当審議会において、当時の財政状況を鑑み、役職加算を100分の40から100分の15に改定するよう答申したが、当時と比べ財政状況の改善が図られたものと判断した。山陰他市及び類似団体の水準を比較検討、他市との均衡も考慮し、市町村合併時の水準に復元改定することが適当であるとの結論に至ったものである。

4 期末手当の支給月数

(1) 期末手当の支給月数

0.1月増の復元改定

(2) 復元改定とする理由

市町村合併時は国が規定する特別職の支給月数と同じ支給月数で期末手当を支給していたものの、平成19年度から役職加算と同様に支給月数の引き下げを行った。その後の人事院勧告や島根県人事委員会勧告により上下推移したものの、現状でも国水準と比べ0.1月低い支給月数となっている。平成19年度当時と比べ、現在は市の財政状況の改善が図られたことから、引き下げていた支給月数を復元改定することが適当であるとの結論に至ったものである。

5 浜田市議会議員の政務活動費の額

(1) 政務活動費

年額100,000円を年額240,000円に改定（140,000円増）

(2) 改定とする理由

政務活動費については、他団体との比較において低い状況にあり、議員活動の活性化に支障が生じているものと思慮する。令和元年度の当審議会において、「透明性の確保を前提として、議会側による支給対象経費や使途基準等の見直しの検討結果を踏まえ、次回の当審議会開催時において増額について審議をお願いすることとする。」と答申しており、議会内での支給対象経費や使途基準等の検討状況を確認した結果、十分な調査研究活動等ができるよう増額改定が適当であるとの結論に至ったものである。なお、支給額については、山陰他市及び全国的な支給事例を踏まえ、判断したものである。

6 付記事項

(1) 政務活動費については、各議員によりその執行率に隔たりが見受けられる。

政務活動費は、議員が行う調査研究や広聴等、市政の課題や市民の意志を把握し、市政に反映させる活動や住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として交付されるものであることから、当該制度の積極的な活用をお願いする。

- (2) 政務活動費の使途基準等については、公正性及び透明性を確保する制度設計となっており客観的に評価できるものであるが、引き続き政務活動費の効果的・効率的な運用が図れるよう、対象となる経費や支給要件等について検討をお願いする。また、特に視察や研修については、その活用が具体的にどの様に議員活動に反映されたかがわかるよう併せて検討をお願いする。

以上

答申内容概要

- 1 市長・副市長・教育長給料月額～「据え置き」
 - ・山陰他市及び類似団体と比較検討した結果、著しく低い水準とも言い切れない。
- 2 議員報酬月額～「据え置き」
 - ・山陰他市及び類似団体と比較検討した結果、著しく低い水準とも言い切れない。
- 3 期末手当役職加算(100分の15)～「増額」
100分の15 ⇒ 100分の40 (100分の25増)
 - ・財政状況の改善が図られたものと判断し、平成17年度の市町村合併時の状態に戻す。
- 4 期末手当支給月数(3.2月)～「増額」
0.1月増 (人事院勧告分とは別物。R6.4から3.4月)
 - ・財政状況の改善が図られたものと判断し、平成17年度の市町村合併時の状態に戻す。
- 5 議員政務活動費～「増額」
年間100,000円 ⇒ 年間240,000円 (年間140,000円増)
 - ・議会内での用途基準等の検討状況を確認した結果、十分な調査活動等ができるよう増額改定が適当であるとの結論に至った。
- 6 付帯意見
 - (1) 政務活動費については、各議員によりその執行率に隔たりが見受けられる。政務活動費は、議員が行う調査研究や市政に反映させる活動に要する経費として交付されるものであることから当該制度の積極的な活用をお願いする。
 - (2) 政務活動費の活用が具体的にどの様に議員活動に反映されたかが住民にわかるよう図られたい。

全議 K 第 11 号
令和 5 年 11 月 22 日

市議会議員 各位

全国市議会議員会

会長 ぼう やす なが
坊 恭 寿

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の採択について（依頼）

平素より、全国市議会議員会の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会はこれまで、厚生年金制度への地方議会議員の加入を実現するため、政府及び与党に対し要望活動を重ねて参りましたが、残念ながら今日に至るまで制度改正に結び付いていない状況にあります。

若者や女性、会社員など多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会に共通の緊要な課題であります。

今日、就業者の 9 割を会社員等の被用者が占めており、市議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されています。会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境を整えることは、多様な人材の市議会への参画を促す上でも重要な課題であります。

各市区議会におかれましては、これまでも厚生年金への加入実現をめざす意見書の採択にご尽力いただいているところでありますが、本年 10 月末現在で、市区議会における意見書の採択状況は 815 中 382 (46.9%) に止まり、都道府県議会及び町村議会においてはいずれも 7 割を超えているのに対し、半数にも満たない状況にあります。

公的年金制度は長期的な制度であることから、社会・経済の変化を踏まえ、5 年ごとに財政検証が行われております。前回の財政検証は令和元年に実施されましたので、来年（令和 6 年）に次回の財政検証が実施され、その後の年金制度改革に繋がっていくこととなります。国の社会保障審議会年金部会においては、次期制度改正に向けた主な検討事項の一つとして「被用者保険の適用拡大（勤労者皆保険）」が挙げられており、今後の議論において、勤労者皆保険の実現及び働き方に中立的な社会保障制度の構築の観点から、短時間労働者への更なる適用拡大やフリーランス・ギグワーカーの取扱いも取り上げられると見込まれます。

厚生年金への地方議会議員の加入についても、被用者保険の適用拡大をはじめ、このような年金制度全般の見直しが行われるタイミングに併せて要望活動を行うことが効果的であり、実効性の高い要望活動を行うためにも、より多くの市区議会において意見書を採択していただくことが不可欠であると考えます。

については、厚生年金への加入を求める意見書を採択されていない市区議会におかれましては、それぞれのご事情があるかと拝察いたしますが、その趣旨を改めてご理解いただき、なるべく早期に意見書可決のうえ、国会や関係行政庁にご提出いただきますよう、何卒お願い申し上げます。なお、諸般の事情により、意見書の採択が困難な市区議会におかれましては、決議の採択についてご検討下さるようお願いいたします（意見書及び決議の案文は添付資料参照）。

現在、本会において、厚生年金への地方議会議員の加入に関する関係資料を作成中であり、12月上旬を目途に送付いたしたいと存じます。

添付資料：

- ・厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書（案）
- ・厚生年金への地方議会議員の加入を求める決議（案）
- ・厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況（市区議会）
- ・厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況（都道府県議会）
- ・地方議会議員の年金制度に関する意見書の採択状況（町村議会）

【問合せ先】

全国市議会議長会

千葉・太田

TEL 03-3262-2302

nenkin@si-gichokai.gr.jp

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書（案）

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

〇〇都道府県〇〇市(区)議会議長 〇〇 〇〇

衆議院議長 〇〇 〇〇 殿

参議院議長 〇〇 〇〇 殿

内閣総理大臣 〇〇 〇〇 殿

内閣官房長官 〇〇 〇〇 殿

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

財務大臣 〇〇 〇〇 殿

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

厚生年金への地方議会議員の加入を求める決議（案）

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

〇〇市(区)議会

市区議会 (382/815) 46.9%

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況

令和5年10月31日現在

部会名	都道府県名	全市区数	可決市区数	可決市区名
北海道 (32/35)	北海道	35	32	札幌、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、岩見沢、夕張、網走、留萌、苫小牧、稚内、美唄、芦別、赤平、江別、士別、紋別、名寄、三笠、根室、千歳、砂川、歌志内、深川、登別、恵庭、伊達、北広島、石狩、北斗
東北 (39/77)	青森県	10	10	弘前、青森、八戸、黒石、五所川原、十和田、三沢、むつ、つがる、平川
	岩手県	14	2	一関、奥州
	宮城県	14	8	石巻、塩竈、気仙沼、角田、多賀城、岩沼、栗原、富谷
	秋田県	13	3	由利本荘、大仙、仙北
	山形県	13	10	山形、米沢、酒田、新庄、寒河江、上山、村山、東根、尾花沢、南陽
北信越 (39/69)	福島県	13	6	福島、いわき、白河、喜多方、田村、伊達
	新潟県	20	9	長岡、上越、三条、柏崎、十日町、村上、妙高、阿賀野、魚沼
	富山県	10	1	黒部
	石川県	11	11	金沢、七尾、小松、輪島、珠洲、加賀、羽咋、白山、かほく、能美、野々市
	福井県	9	5	福井、越前、大野、勝山、あわら
関東 (71/216)	長野県	19	13	長野、松本、諏訪、須坂、小諸、伊那、駒ヶ根、大町、飯山、茅野、塩尻、佐久、千曲
	東京都	49	8	八王子、府中、調布、町田、狛江、北、荒川、葛飾
	神奈川県	19	4	横浜、川崎、相模原、南足柄
	山梨県	13	5	韮崎、北杜、上野原、山梨、甲州
	茨城県	32	22	水戸、土浦、古河、結城、龍ヶ崎、下妻、常総、常陸太田、高萩、笠間、取手、鹿嶋、潮来、那珂、筑西、坂東、稲敷、神栖、行方、桜川、鉾田、小美玉
	栃木県	14	10	宇都宮、足利、栃木、鹿沼、小山、真岡、大田原、矢板、さくら、下野
	群馬県	12	1	館林
	埼玉県	40	14	さいたま、熊谷、行田、加須、本庄、東松山、春日部、羽生、鴻巣、上尾、桶川、北本、坂戸、幸手
千葉県	37	7	千葉、松戸、市原、鴨川、南房総、山武、いすみ	
東海 (35/96)	静岡県	23	2	静岡、御殿場
	愛知県	38	16	豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、豊田、安城、西尾、江南、稲沢、東海、知立、愛西、清須、北名古屋、弥富
	三重県	14	6	四日市、桑名、尾鷲、亀山、熊野、いなべ
	岐阜県	21	11	大垣、関、中津川、羽島、瑞浪、恵那、各務原、山県、瑞穂、本巣、海津
近畿 (26/111)	大阪府	33	3	吹田、河内長野、門真
	京都府	15	7	福知山、舞鶴、綾部、宮津、亀岡、八幡、南丹
	滋賀県	13	1	湖南
	兵庫県	29	6	神戸、相生、豊岡、たつの、南あわじ、朝来
	奈良県	12	7	大和郡山、天理、橿原、御所、生駒、香芝、葛城
中国 (33/54)	和歌山県	9	2	和歌山、有田
	鳥取県	4	3	鳥取、米子、境港
	島根県	8	4	松江、出雲、安来、雲南
	岡山県	15	9	岡山、津山、笠岡、井原、新見、備前、真庭、美作、浅口
	広島県	14	9	尾道、呉、三次、庄原、竹原、東広島、廿日市、安芸高田、江田島
四国 (25/38)	山口県	13	8	下関、宇部、山口、防府、岩国、長門、柳井、美祢
	徳島県	8	3	徳島、吉野川、阿波
	香川県	8	7	高松、丸亀、坂出、善通寺、観音寺、さぬき、三豊
	愛媛県	11	9	松山、今治、宇和島、八幡浜、新居浜、西条、四国中央、伊予、西予
九州 (82/119)	高知県	11	6	高知、宿毛、安芸、室戸、南国、香南
	福岡県	29	11	北九州、久留米、飯塚、嘉麻、行橋、中間、糸島、古賀、うきは、宮若、那珂川※
	佐賀県	10	7	唐津、鹿島、伊万里、鳥栖、多久、小城、嬉野
	長崎県	13	10	長崎、佐世保、大村、松浦、対馬、壱岐、五島、西海、雲仙、南島原
	熊本県	14	13	八代、人吉、荒尾、水俣、玉名、山鹿、天草、菊池、宇土、上天草、宇城、阿蘇、合志
	大分県	14	14	大分、別府、中津、日田、佐伯、臼杵、津久見、竹田、豊後高田、杵築、宇佐、豊後大野、由布、国東
	宮崎県	9	4	宮崎、日向、串間、えびの
鹿児島県	19	14	鹿児島、薩摩川内、鹿屋、奄美、いちき串木野、阿久根、指宿、伊佐、南さつま、霧島、西之表、垂水、曾於、志布志	
沖縄県	11	9	那覇、石垣、宜野湾、名護、糸満、豊見城、うるま、宮古島、南城	
合計		815	382	

※福岡県那珂川市については、平成28年12月に那珂川町議会として意見書を可決したものと見做す。

請願書・陳情書の添付資料について

会派	意見
山水海	<p>当会派は、12月14日に提出したものと同一考え。ポイントのところをピックアップして掲載する。</p> <p>1. 当会派の考え</p> <ul style="list-style-type: none">① 随時受け付ける。② 受付後速やかに全てを議員に配付する。 (基本的には原文のまま)③ 配付を受けた陳情において、会派・委員会・個人において対応を協議する。<ul style="list-style-type: none">・ 必ずしも委員会としての採択をしない。・ 市議会定例会議を待たずして協議できる。 → 以上のことは、メリットであると考える。・ 受け付けた陳情は公表しない。 → 原文のままであるため <p>なお、情報公開請求における公開手続きの場合は、規定に基づき対処する。</p> <p>2. 陳情の受付方法におけるメールでの受付可否の検討については、他議会等の状況を情報収集した上で結論を出すべきと考える。</p>
超党みらい	<p>◆ 陳情書の指定様式化について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公正かつ円滑な陳情審査を実施するためにも所定の陳情書の様式を定め、この陳情書の見本をホームページ上に掲載し、その様式に基づいた陳情書のみを受付とする。 <p>現在、浜田市のホームページ上に「参考様式」「記入例」として掲載がある。</p> <p>これを「参考様式」ではなく「指定様式」とすべきである。(自由な様式では願意や理由が不明確でどこまでが要望事項なのかが判読しにくい)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 陳情書には「願意」と「理由」を枠で示し、少なくともなく、また、多くもなく必要かつ十分な字数で提出を求める。 表や図やグラフ等は資料に示すこととし陳情書には示さないこととする。 (例えば、願意と理由でA4一枚以内とする)・ 「添付された資料」の取扱は現状のままで差し支えない。

	<p>◆受付等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「取扱基準」に沿った取扱をする。特に題目と願意にズレがあり何を求めているのか願意を推測するような陳情書については、委員会付託をしない。 ・陳情書の受付は、当面、窓口のみの受付とする。(メール等での受付は慎重であるべきである。) ・メールでの受付を検討するときは、未記入や誤記入等の不備があったときは不受理にするとか、本人確認をどうするかとか、想定される事項を細部まで検討し十分な周知期間を設けた後に実施とすべきことである。
<p>創風会</p>	<p>資料も公開。</p>
<p>公明クラブ</p>	<p>【受付からの流れ】 陳情の取扱いがどのようにされたか分かり易いのは現在の流れだと思うことから、これまで通りで良いかと思う。 一方で、配布のみとするという方法も取扱いが担保されるのであれば、検討の余地はあるとも考えている。 ネット受付や夜間窓口での受付等は、国の動向も含め慎重に検討すべきと考える。</p> <p>【陳情の書式】 A4用紙1枚に趣旨、願意を端的に書いていただきたい。ひな型は必要と思うが、この書式でなければいけないと限定するのは難しい。</p> <p>【HPへの資料の公開】 資料については現行通り非公開が良いと思う。資料は議員が審査を行う際の参考資料と考えている。</p>

全議 J 1 第 2 号
令和 6 年 1 月 23 日

各市議会議長 殿

全国市議会議長会
会長 坊 恭 寿
(神戸市会議長)
北信越市議会議長会
会長 金 厚 有 豊
(富山市会議長)

令和 6 年能登半島地震に対する義援金について

このたびの地震による被害甚大の報に接し、被災された皆様方に対し心からお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々のご冥福と、被災地における早期の復旧・復興を謹んでお祈り申し上げます。

さて、今回の地震被害に対する義援金について、北信越市議会議長会において、下記のとおり災害義援金口座を開設いたしましたので、何とぞご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 各市議会において義援金を拠出される場合は、各市議会単位において取りまとめのうえ、次の口座へ3月8日(金)までにお振り込み願います。

- (1) 口座名 北信越市議会議長会 災害義援金口座
(ホクシンエツシギカイギチョウカイ サイガイギエンキンコウザ)
- (2) 銀行名 北陸銀行 (銀行コード: 0144)
- (3) 支店名 富山市役所出張所 (店番号: 191)
- (4) 口座番号 普通預金 6028069

※振込受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

2 各市議会は、義援金を取りまとめた場合、市議会名と義援金額を富山市議会事務局まで電子メールにて報告願います。

なお、お振り込みいただいた義援金については、時宜をみて被災地域の支援のために拠出することとしておりますので、あらかじめご了承ください。

3 お振り込みにあたり、恐れ入りますが振込手数料を各自でご負担くださいますようお願いいたします。ただし、北陸銀行の本店又は各支店の窓口から指定口座へ振り込む場合、振込手数料が無料となります。

連絡先

富山市議会事務局 庶務課

TEL :076-443-2157

FAX :076-443-2196

e-mail:gikaisyomu-01@city.toyama.lg.jp